

(4)空き家等対策の推進

【現状と課題】

全国では、人口減少や社会構造の変化、建物の老朽化等に伴い、所有者により適正な管理が行われていない空き家や空き地が増加し、景観・衛生・防犯等の問題が発生しています。村では、平成29年3月から平成31年3月にかけて、各地区からの情報や担当職員の現地調査により村内の空き家等の現況調査を行うとともに、令和元年度に「中川村空き家等対策計画」を策定し、適正に管理されていない空き家等への対策方針を定めました。今後、空き家等所有者に対する適正な管理の啓発や空き家の有効活用などの取り組みが必要です。

【地区別空き家件数】

単位：件

| 大草地区 | 葛島地区 | 片桐地区 | 合計 |
|------|------|------|-----|
| 96 | 41 | 36 | 173 |

(空き家等現況調査（平成29年3月～平成31年3月）結果より)

【基本方向】

空き家や空き地（宅地）の適正な管理と有効活用により、住む人・住みたい人が安心できる村を目指します。

【施策の内容】

- ① 空き家や空き地（宅地）の適切な管理は所有者の責任であることから、所有者への情報の提供と啓発を図ります。
 - ・空き家等の情報収集、台帳整備とデータベース化
 - ・村広報誌、ホームページ、チラシ等による啓発活動
 - ・空き家所有者に対する空き家等の対策や活用に関する情報提供
 - ・適正管理できていない空き家等所有者に対する管理改善依頼文書の送付
 - ・府内関係部署や県、関係団体等と連携した相談体制の整備
- ② 空き家等対策特別措置法に基づく空き家等対策協議会を設置し、適切に管理されず、生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家等について、関係地区や団体などと連携し対策を図ります。
 - ・適正な管理がされていない空き家等の調査の実施
 - ・空き家等対策協議会の開催
 - ・空き家等対策特別措置法に基づく特定空家※1等の認定及び必要な措置の実施
- ③ 空き家や宅地の利活用を支援します。
 - ・空き家等活用促進事業補助制度（売却・貸出事業、除却事業、改修事業）の活用

- ・空家情報登録制度の利用促進（令和2年5月現在登録数 10戸）
- ・移住希望者に対する空き家等の情報提供
- ・地域住民からの要望による空き家等の有効活用について検討

関連計画

- ・中川村空家等対策計画
-

〔用語解説〕

※1 特定空家：2015年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法律」（以下、「特措法」）で定められている、以下の4つの状態のいずれかにある空家のことをいう。

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

特措法では、市町村に立入調査、助言・指導、勧告、命令の権限を付与しており、勧告を受けると固定資産税の住宅用地特例除外となり、最終的に命令に従わず改善が見られない特定空家は行政代執行の措置を講ずることができる。